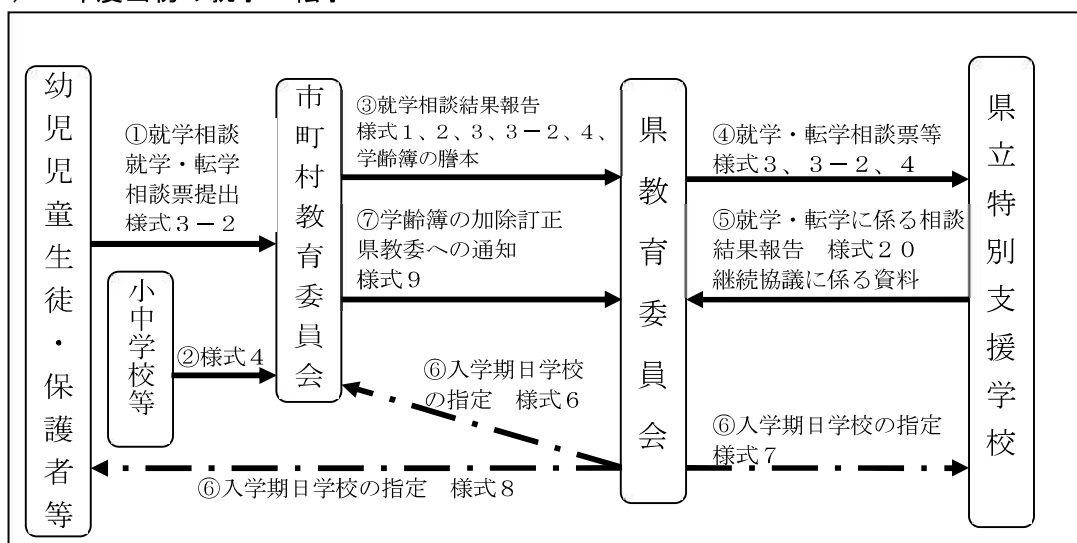


## IV 就学・転学等の手続き

- ※ いずれにおいても、転学の場合は、転学手続き終了後、転入校から転出校へ転入学した旨を通知するとともに、転出校より転入校へ必要書類（在学証明書、教科書給与証明書、指導要録の写し等）を送付する。
- ※ 表中に特に指定がない場合は提出は1部とする。
- ※ 「学齢簿の謄本」については、磁気ディスクをもって学齢簿を調製している場合には、学齢簿に記録されている事項を記録した書類(公印を要しない)をもって提出できることとする。

### 1 新たに就学または小中学校等から県立特別支援学校へ転学

#### (1) 年度当初の就学・転学



#### ○病弱以外の県立特別支援学校へ

- ① 市町村教育委員会は、保護者（施設長）が記入した様式3-2をもとに就学（転学）相談を実施し、その結果及び、専門家を含む機関（市町村就学支援委員会）の意見に基づいて障害の種類・程度等を判断する。
- ② 転学の場合には、在籍学校長から市町村教育委員会へ様式4を提出する。
- ③ 市町村教育委員会は受理会において、特別支援学校に就学することが望ましいと判断する者について、県教育委員会に報告する。  
(様式1、2、3、3-2、4、学齢簿の謄本の提出)
- ④ 県教育委員会は各県立特別支援学校の校長及び就学相談担当者による打合せ会を実施し、就学・転学に係る相談を実施する児童生徒について報告するとともに相談資料（様式3、3-2）を配付する。
- ⑤ 県立特別支援学校は、報告された児童生徒の就学・転学に係る相談会を行い、その結果を整理し、「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会へ提出する。なお、継続協議が必要とされるケースについては、様式20に記載せずに継続協議に係る資料を提出する。継続協議を実施後、県立特別支援学校へ就学・転学が考えられるケースについて、「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会へ提出する。
- ⑥ 県教育委員会は、1月末までに「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」（様式6）等により、各保護者（施設長）、関係市町村教育委員会、及び関係県立特別支援学校長あてに通知する。
- ⑦ 市町村教育委員会は、県教育委員会から「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」（様式6）を受理した後、当該児童生徒に係る学齢簿の加除訂正を速やかに行うとともに「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）により、県教育委員会に通知する。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式 1	学 齢 簿 の 謄 本	様 式 2 Excel で提出	様 式 3 ・ 3-2	様 式 4 及 び 支 援 プ ラ ン	様 式 20 ・ 様 式 5	様 式 6 ・ 7 ・ 8	様 式 9	備 考
年度当初の就学・転学	保護者から市町村へ				①					
	在籍学校長から市町村へ					②様式 4のみ				
	小中から市町村へ									転学の場合
	市町村から県へ (受理会)	③	③	③	③2部	③2部 転学のみ				必要に応じて医師の意見 書等写しを添付
	県から 特別支援学校へ (相談連絡会)				④	④ 転学のみ				
	特別支援学校から 県へ						⑤ 様式 20			必要に応じて継続協議に 係る資料を添付
	県から 特別支援学校へ							⑥		
	県から市町村へ							⑥		
	県から保護者へ							⑥		
市町村から県へ								⑦		

(2) 年度当初に病弱の県立特別支援学校へ新たに就学・転学

基本的には、他の県立特別支援学校へ就学（転学）する場合と同様の手続きを行う。

保護者（施設長）は、隣接する病院に入院又は入院の許可を受けた後、若しくは通院し自宅療養している者のうち、病弱の県立特別支援学校に入学又は転学を希望し、その必要が認められた後、当該県立特別支援学校において就学・転学に係る相談を受ける。

なお、病弱の県立特別支援学校は次のことを速やかに行う。

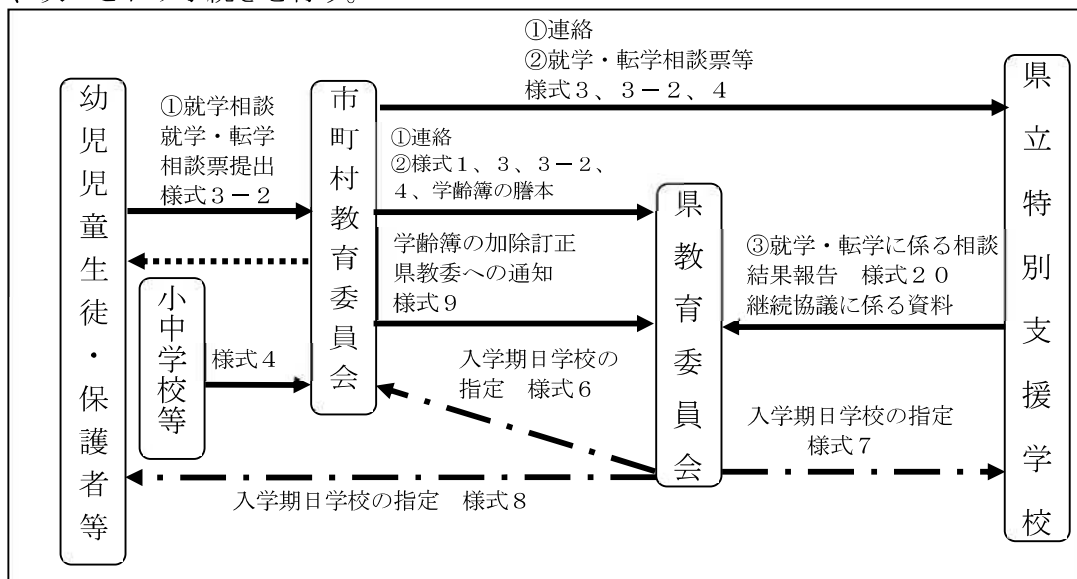
ア 保護者（施設長）に、住所の存する市町村教育委員会に当該県立特別支援学校に就学（転学）する旨申し出るよう指示する。

イ 就学・転学に係る相談を実施した後、住所の存する市町村教育委員会に対して、その旨連絡する。中学部に就学の場合は、在籍小学校長にも併せて連絡する。

ウ 「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会に提出する。

(3) 追加相談の場合

県教育委員会への報告後に、新たに就学（転学）希望者が出た場合（追加相談という）には、次のとおり手続きを行う。



- ① 市町村教育委員会は、県教育委員会に電話で連絡の上、就学（転学）相談先の県立特別支援学校に連絡し、必要書類「就学・転学相談票」（様式 3 及び 3-2）を保護者（施設長）とともに用意し、就学・転学に係る相談日を調整する。
- ② 市町村教育委員会は、「就学・転学相談票」（様式 3 及び 3-2）が準備できたら、当該県立特別支援学校長あて速やかに提出するとともに、県教育委員会に必要書類（様式 1、3、3-2、学齢簿の謄本）を提出する。また、転学相談の場合は、「転学資料」（様式 4）を併せて県立特別支援学校及び県教育委員会へ提出する。
- ③ 県立特別支援学校は、就学・転学に係る相談実施後、速やかに「就学・転学に係る相談資料」（様式 20）を作成し、県教育委員会に提出する。なお、継続協議が必要とされるケースについては、継続協議に係る資料を添付する。  
以降は、(1) の場合と同様の手続きを行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式 1	学 齢 簿 の 謄 本	様 式 2 Excel で提出	様 式 3 ・ 3-2	様 式 4 及び 支 援 プ ラ ン	様 式 20 ・ 様 式 5	様 式 6 ・ 7 ・ 8	様 式 9	備 考
追加相談・年度途中の転学	市町村から県へ									電話①
	市町村から特別支援学校へ									電話①
	小中から市町村へ					○				転学の場合
	市町村から保護者へ				①					
	市町村から県へ	②	②		②	② 転学のみ				必要に応じて医師の意見書等写しを添付
	市町村から特別支援学校へ				②	② 転学のみ				
	特別支援学校から県へ						③ 追加 20 途中 5			必要に応じて継続協議に係る資料を添付
	県から特別支援学校へ							○		
	県から市町村へ							○		
	県から保護者へ							○		
市町村から県へ								○		

#### (4) 継続協議の実施について

市町村教育委員会が、保護者の意向を踏まえつつ、県立特別支援学校への就学が望ましいと判断した幼児児童生徒について、就学・転学に係る相談を実施した結果、なお他校への就学の可能性を検討すべき場合等、継続協議が必要なケースについて実施する。

##### ア 対象者について

- 小中学校特別支援学級等への就学が考えられる児童生徒
- 他の特別支援学校への就学が考えられる児童生徒
- 就学・転学に係る相談実施校との継続協議を必要とする児童生徒

##### イ 方法

継続協議の内容に応じ、以下から適切な方法を選択し、実施する。なお、その際、埼玉県障害児就学支援委員会から専門的な意見・助言を聴取し、協議の場に提供等して合意形成を図れるよう調整をすすめる。

- ・市町村教育委員会、継続協議に係る資料を提出した県立特別支援学校による協議を実施する。
- ・保護者と市町村教育委員会による再度の面談を実施する。
- ・保護者と市町村教育委員会、継続協議に係る資料を提出した県立特別支援学校の三者による面談を実施する。
- ・その他、必要に応じて県教育委員会を含め関係者が集まり面談・協議を実施する。

(5) 年度途中で小中学校等から病弱の県立特別支援学校へ転学

- ① 保護者（施設長）は、隣接する病院に入院又は入院の許可を受けた後、若しくは通院し自宅療養している者のうち、病弱の県立特別支援学校に入学又は転学を希望し、その必要が認められた後、県立特別支援学校において転学相談及び転学についての説明を受ける。さらに、保護者（施設長）は、住所の存する市町村教育委員会及び在籍学校長に対してその旨を連絡する。
- ② 病弱の県立特別支援学校は、転学相談実施後、転学相談結果を「年度途中転学相談資料」（様式5）にまとめ、速やかに県教育委員会に報告する。
- ③ 保護者（施設長）は、転学相談後に、住所の存する市町村教育委員会及び在籍学校長に対して、速やかに転学する旨を申し出る。
- ④ 在籍学校長は、転学資料（様式4）を速やかに市町村教育委員会に提出する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、県教育委員会と病弱の県立特別支援学校長に対し、必要書類（様式1、4、学齢簿の謄本）を送付する。
- ⑥ 県教育委員会は、「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒転学期日学校等通知書」を保護者（施設長）、関係市町村教育委員会、及び関係県立特別支援学校長あてに通知する。
- ⑦ 市町村教育委員会は、学齢簿の加除訂正を速やかに行うとともに、「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）を県教育委員会に通知する。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式1	学齢簿の謄本	様式2 Excelで提出	様式3・3-2	様式4及び支援プラン	様式20・様式5	様式6・7・8	様式9	備考
年度途中で小中学校等から病弱の特別支援学校へ転学	保護者から特別支援学校へ									入院許可を受け、転学希望を申し出た上、許可・説明を受ける。①
	病弱特別支援学校から県へ						② 様式5			
	保護者から市町村教委へ									転学の申し出③
	保護者から校長へ									転学の申し出③
	小中から市町村へ						④			
	市町村から県へ	⑤	⑤				⑤			
	市町村から病弱特別支援学校へ						⑤			
	県から市町村へ							⑥		
	県から特別支援学校へ							⑥		
	県から保護者へ							⑥		
市町村から県へ								⑦		

## 2 年度途中に県外からの転居に伴う県立特別支援学校への転学

追加相談の場合（p 11 参照）と同様の手続を行う。

ただし、「転学資料」（様式4）については、市町村教育委員会は、当該児童生徒が現に在籍している学校長に対し、様式を送付した上で「転学資料」の作成を依頼する。また、当該校で重複障害学級対象児童生徒である場合には、認可されていることを示す書類の写しも併せて送付するよう依頼する。

県立特別支援学校から県への報告は「年度途中転学相談資料」（様式5）を用いる。

## 3 年度途中に病弱以外の県立特別支援学校へ転学

（障害の状態の急激な変化や施設入所等の特別な事情による転学）

年度途中に、障害の状態の急激な変化や施設入所等の特別な事情により、視覚障害者等になった場合は、転学の手続を行う。

ア この場合、あらかじめ市町村教育委員会は、必要書類（県教育委員会より指示）を添えて教育局県立学校部特別支援教育課長と協議するものとする。

イ 県教育委員会が県立特別支援学校での教育が適切であろうと判断した場合、市町村教育委員会は、追加相談と同様の手続を行うものとする。

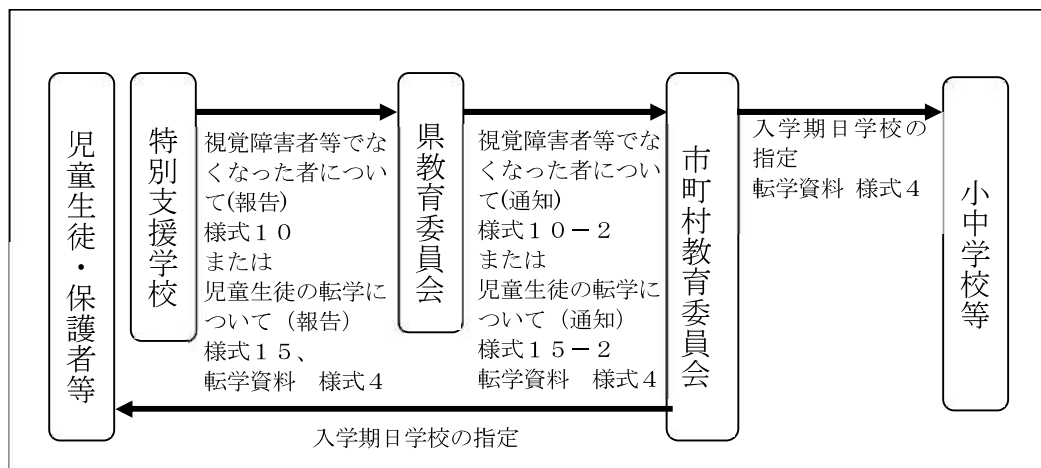
ウ 県教育委員会及び県立特別支援学校及び市町村教育委員会は、追加相談と同様の手続を行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式1	学齢簿の謄本	様式3・3-2	様式4及び支援プラン	様式5	様式6・7・8	様式9	備考
小中学校等から 病弱以外の特別支援学校へ	小中から市町村へ				○				
	市町村から県へ	○	○	○	○				
	市町村から特別支援学校へ			○	○				
	県から特別支援学校へ			○	○				
	特別支援学校から県へ					○			
	県から特別支援学校へ						○		
	県から市町村へ						○		
	県から保護者へ						○		
	市町村から県へ							○	

#### 4 病弱の県立特別支援学校から小中学校等へ転学

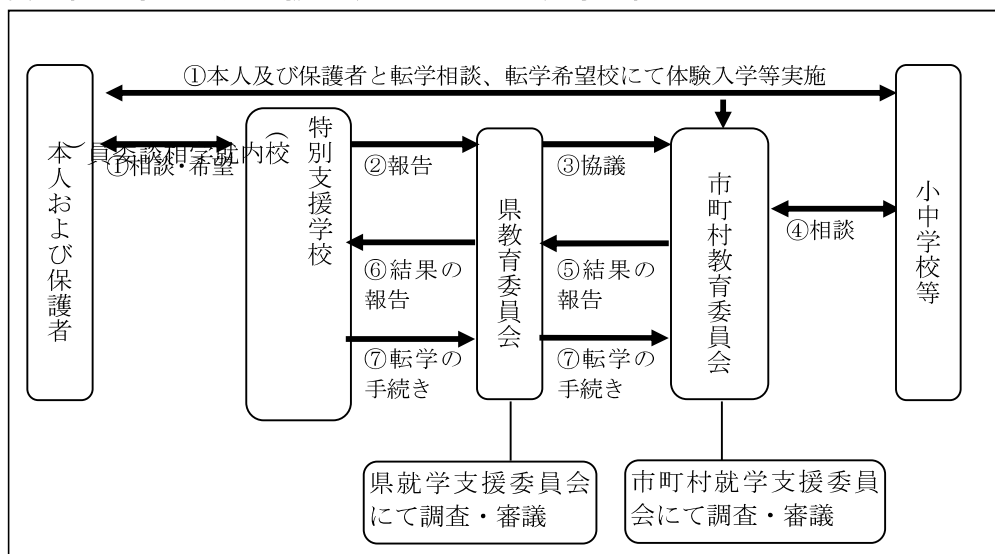
隣接する病院を退院することが適当であると判断された場合、若しくは通院加療後、小中学校等への復帰が可能と判断された場合、随時転学の手続きをとる。

その際、疾病等の完治により、視覚障害者等でなくなった場合は、「視覚障害者等でなくなった者について」(様式10)により、それ以外の場合については「児童生徒の転学について」(様式15)を使って報告を行う。



該当項目	書類をどこからどこへ	様式 4	様式 10	様式 10-2	様式 15	様式 15-2	備考
		病弱の特別支援学校から県へ	○	※1		※1	
病弱の特別支援学校から小中学校等へ	県から市町村へ	○		※2		※2	※2 児童生徒の実態に応じて様式10-2または15-2のどちらか

## 5 年度当初に県立特別支援学校から小中学校等へ転学



- ①② 児童生徒・保護者の希望や、障害の状態の変化、地域の小中学校の状況、該当の小中学校等での体験入学等の様子等を総合的に判断して、転学が考えられる場合、県教育委員会へ報告する。
- ③ 報告のあった児童生徒について、埼玉県障害児就学支援委員会にて調査・審議する。専門家の意見を聴取し、県教育委員会は、障害の状態及び程度が、小中学校等への転学が望ましいものであると判断した場合は、該当市町村教育委員会へ転学相談を依頼する。
- ④ 市町村教育委員会は、該当者の転学相談を実施し、市町村就学支援委員会にて調査・審議、転学相談の結果を判断する。
- ⑤⑥ 市町村教育委員会は、転学相談の結果を県教育委員会を通じて県立特別支援学校へ報告する。
- ⑦ 市町村教育委員会が小中学校等への転学が適切であると判断した場合は、転学の手続きを行う。

※ 県立特別支援学校における手続きの詳細は、令和7年9月1日付け教特第356号「令和8年度当初転学予定者及び教育形態変更予定者について（通知）」を参照すること。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式17	様式4	支援プラン	実転学依頼	実転学報告	結果通知	様式15	様式15-2	備考
特別支援学校から 小中学校等へ	特別支援学校から県へ	②	②	②						
	県から市町村へ		③	③	③					
	市町村から県へ					⑤				
	県から特別支援学校へ						⑥			
	特別支援学校から県へ							⑦		転学が確定した場合
	県から市町村へ							⑦		転学が確定した場合

## 6 年度当初に県立特別支援学校間の転学

年度当初に県立特別支援学校間の転学をする場合は、次の手続きを行う。

なお、手続きの詳細は、令和7年9月1日付け教特第356号「令和8年度当初転学予定者及び教育形態変更予定者について（通知）」を参照すること。

- ① 転出校は必要書類を所定の期日（11月上旬）までに県教育委員会に提出する。必要に応じて医師の所見を添付する。
- ② 県教育委員会は、就学・転学に係る相談会において、転入先校長に必要書類各1部を送付する。
- ③ 転入校は、就学・転学に係る相談会にて転学相談を実施し、その結果を整理し、「就学・転学に係る相談資料」（様式20）を作成し、県教育委員会へ提出する。なお、継続協議が必要とされるケースについては、継続協議に係る資料を添付する。
- ④ 県教育委員会は、埼玉県障害児就学支援委員会における協議を踏まえ、1月末までに「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」等（様式6・7・8）により、各保護者（施設長）、関係市町村教育委員会、及び関係県立特別支援学校長あてに通知する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、県教育委員会から「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」（様式6）を受理した後、当該児童生徒に係る学齢簿の加除訂正を速やかに行うとともに「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）により、県教育委員会に通知する。

障害種の異なる県立特別支援学校への転学の希望が保護者よりあった場合、在籍校は保護者に対して十分な情報提供を行い丁寧な教育相談を実施すると共に、転学希望先学校へ情報提供を行い、十分に連携を図り、見学・体験等を実施した上で手続きを行うこと。

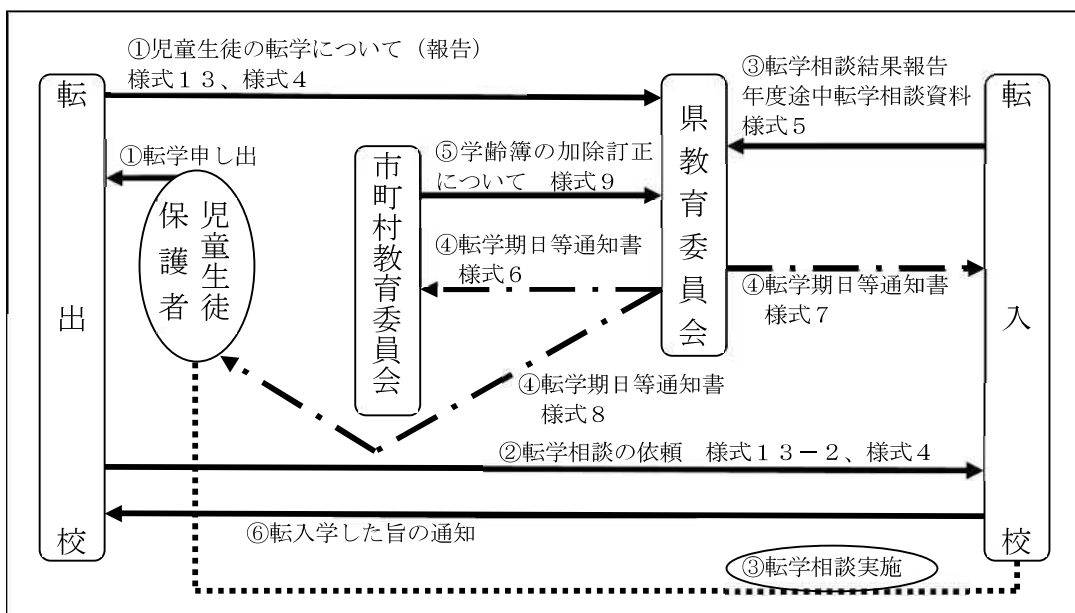
該当項目	書類をどこからどこへ	様式16	様式4	支援プラン	様式20	様式6 7 8	様式9	備考
年度当初に特別支援学校から特別支援学校へ	転出校から県へ	①	①	①				※関係書類
	県から転入校へ		②	②				
	転入校から県へ				③			
	県から転入校へ					④		
	県から市町村へ					④		
	県から保護者へ					④		
	市町村から県へ						⑤	

※ 関係書類…必要に応じて、医師の所見等

※ 県内市立特別支援学校への転学も同様の手続きを行う。

※ 令和7年9月1日付け教特第356号「令和8年度当初転学予定者及び教育形態変更予定者について（通知）」に示す期日を過ぎてからのケースについては、県教育委員会に連絡をし提出書類について確認する。

## 7 年度途中に県立特別支援学校間の転学



年度途中で転居若しくは施設入所に伴って障害種が異なる他の県立特別支援学校に転学する場合及び、病弱の県立特別支援学校から他の障害種の県立特別支援学校への転学は、上図に示す転学手続きを行う。

- ① 転出校は、保護者等から転学の申し出を受けた後、必要書類を添えて県教育委員会に報告する。
- ② 転出校は、必要書類を添えて転入先校長あて転学相談を依頼する。
- ③ 転入校は、転学相談を実施し、その結果を「年度途中転学相談資料」（様式5）にまとめて、県教育委員会に報告する。
- ④ 県教育委員会は、転入先校長から「年度途中転学相談資料」（様式5）が提出された後、速やかに当該児童生徒の保護者（施設長）、当該県立特別支援学校長及び関係市町村教育委員会に対し「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学期日学校等通知書」等（様式6・7・8）を送付する。
- ⑤ 市町村教育委員会は、県教育委員会から期日等通知書の送付を受けたときは、県教育委員会に対して、速やかに「学齢簿の原本の加除訂正について（通知）」（様式9）を行う。
- ⑥ 転入校は、転入学した旨を前籍学校長に通知する。

なお、転出校は、当該県立特別支援学校間及び関係市町村教育委員会並びに入所する施設の長と緊密な連携を取り合うようにする。転出校は、必要に応じて医師の所見も添える。また、当該校で重複障害学級対象児童生徒である場合は、認可通知の写しも併せて送付する。

- ※ 病弱特別支援学校からの転学以外の障害種の異なる特別支援学校間の転学は、障害の状態の急激な変化や施設入所等の特別な事情による転学となるので、特別支援教育課へ連絡し指示を受ける。
- ※ 病弱特別支援学校への転学については、保護者（施設長）は、隣接する病院に入院又は入院の許可を受けた後、若しくは通院し自宅療養している者のうち、病弱の特別支援学校に転学を希望し、その必要が認められた後、当該特別支援学校において就学・転学相談を受ける。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式 4	様式 5	様式 6 7 8	様式 9	様式 13	様式 13-2	備考
学もしくは病弱特別支援学校からの転学もしくは病弱特別支援学校間の転学もしくは市町村から県へ	転出校から県へ	①				①		
	転出校から転入校へ	②					②	
	転入校から県へ		③					
	県から転入校へ			④				
	県から市町村へ			④				
	県から保護者へ			④				
	市町村から県へ					⑤		

- ※ 病弱特別支援学校からの転学以外の障害種の異なる特別支援学校間の転学は、障害の状態の急激な変化や施設入所等の特別な事情による転学となるので、特別支援教育課へ連絡し指示を受ける。
- ※ 病弱特別支援学校への転学については、保護者（施設長）は、隣接する病院に入院又は入院の許可を受けた後、若しくは通院し自宅療養している者のうち、病弱の特別支援学校に転学を希望し、その必要が認められた後、当該特別支援学校において就学・転学相談を受ける。

## 8 県立特別支援学校から県外の学校へ転学

- 転出校は、児童生徒の転居先が決まったら、該当の市町村の教育委員会へ連絡を取るよう  
に保護者に伝える。
- 転学の手続きは、転居先の市町村教育委員会の担当になる。
- 学校長は、様式 13 及び様式 4 により県教育委員会に報告する。
- 転居先の教育委員会または転入校からの要請に応じて、転学資料等必要書類をそろえ速や  
かに諸手続を行う。

項目	書類をどこからどこへ	様式 4	様式 13	備考
県立特別支援学校から県外の学校へ	転出校から県へ	○	○	※転居先の教育委員会や転入校の要請に応じて必要な書類を送付する。

- ※ 転出校は、児童生徒の転居先が決まったら、該当の市町村の教育委員会へ連絡を取るよう  
に保護者に伝える。

## 9 区域外就学（埼玉県から県外の特別支援学校へ）

### （1）入院及び施設入所等に伴うもの

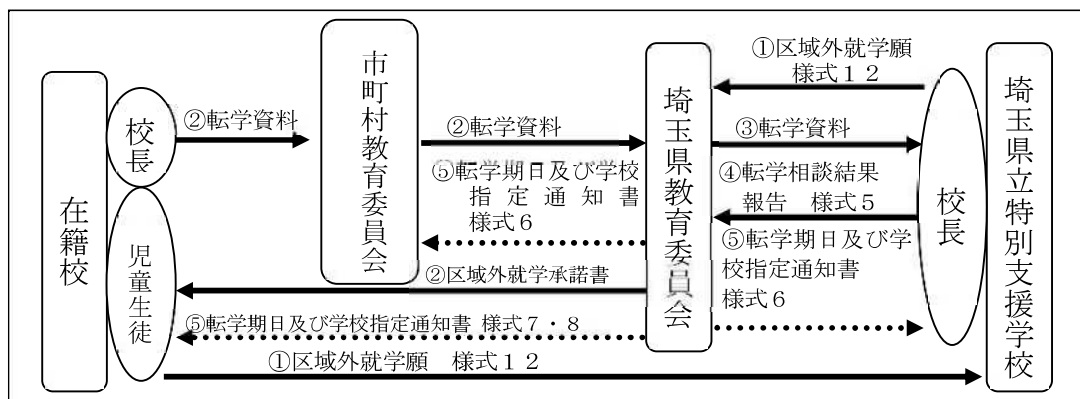
- 都道府県によって手続きが異なるため、当該都県教育委員会や市区教育委員会に問い合わせを行い、必要な書類を整える。
- 市町村立学校から県外の都県立特別支援学校や市区立特別支援学校へ区域外就学する場合、市町村教育委員会から埼玉県教育委員会への書類の提出は不要。
- 県立特別支援学校から県外の都県立特別支援学校や市区立特別支援学校へ区域外就学をする場合、転出先特別支援学校と連絡を取り、手続きを進めるとともに、様式13及び様式4を埼玉県教育委員会へ提出する。
- いずれの場合も、埼玉県教育委員会を經由して書類の提出を求められた場合、速やかに埼玉県教育委員会へ連絡する。

### （2）年度当初に県外の特別支援学校へ（入院及び施設入所に伴うものを除く）

- 保護者から相談を受けた場合、受け入れ先の教育委員会、及び県教育委員会と協議を行う。
- 都県によって手続きが異なるため、当該都県教育委員会や市区教育委員会に問い合わせを行い、必要な書類を整える。

※ 県で指定する様式はない。

10 年度途中の区域外就学（県外在住の児童生徒が、入院及び施設入所等に伴い埼玉県立特別支援学校へ就学を希望した場合）



- ① 保護者より入院及び施設入所等に伴い区域外就学の希望を受けた県立特別支援学校は、県教育委員会へ電話で一報を入れるとともに、当該保護者へ「区域外就学願」（様式12）を渡し記入を依頼する。当該保護者より提出された様式12を県教育委員会へ送付する。
- ② 県教育委員会は当該保護者へ区域外就学承諾書を送付するとともに、当該児童生徒が在住している市町村の教育委員会を通じて、転学に係る資料の送付を依頼する。
- ③ 県教育委員会は、当該市町村教育委員会から送付された転学に関する資料を県立特別支援学校へ送付する。
- ④ 県立特別支援学校は、転学相談を実施するとともに、その結果を「年度途中転学相談資料」（様式5）にまとめて、県教育委員会に報告する。
- ⑤ 県教育委員会は、「埼玉県立特別支援学校学齢児童生徒入学（転学）期日学校等通知書」等（様式6・7・8）により、保護者、市町村教育委員会、及び県立特別支援学校長あてに通知する。

※ 年度当初に区域外就学をする場合は、居住地の市町村教育委員会は県教育委員会に一報し、区域外就学の手続きを行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	学齢簿の謄本の	様式3 ・ 3-2 (病弱以外)	様式4	様式5	様式6 7 8	様式12	診断書等	学区承域諾外書就	備考
県外児童生徒が埼玉県立特別支援学校へ区域外就学	特別支援学校から保護者へ						①			当該保護者へ作成を依頼する
	特別支援学校から県へ						①			
	県から保護者へ								②	保護者は居住地の市区町村教育委員会へ提出する
	市町村(他都県)から県へ	②	②	② 転学のみ				②		区域外就学依頼文書 その他関係書類
	市町村(他都県)から特別支援学校へ		○	○						※年度途中の場合
	県から特別支援学校へ		③	③						※年度当初の場合
	特別支援学校から県へ					④				
	県から特別支援学校へ						⑤			
	県から市町村(他都県)へ						⑤			
	県から保護者へ						⑤			

## 1 1 区域外就学の終了

### (1) 県外より小中学校等へ戻る場合

市町村教育委員会は、区域外就学を終了し転入学の連絡を受けた場合、速やかに転学期日指定通知を行う。

### (2) 県外より県立特別支援学校へ戻る場合

県立特別支援学校は、転入学の連絡を受けた場合、必要に応じて転学相談を実施するとともに、「年度途中転学相談資料」(様式5)を県教育委員会へ提出し、県教育委員会は速やかに市町村教育委員会・県立特別支援学校・保護者に対して転学期日学校等通知(様式6・7・8)を行う。

### (3) 県立特別支援学校より県外へ戻る場合

県立特別支援学校は様式4及び様式13(小中学校に戻る場合は様式10)により県教育委員会に報告する。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式5	様式6 7 8	様式9	期日学校 指定通知	様式4	様式10	様式10-2	様式13	様式13-2	備考
(1) 県外より小中学校等へ戻る	市町村から保護者へ				○						市町村の様式による
(2) 県外より埼玉県立特別支援学校へ戻る	特別支援学校から県へ	○									
	県から特別支援学校へ		○								
	県から市町村(他都県)へ		○								
	県から保護者へ		○								
(3) 埼玉県立特別支援学校より県外へ戻る	市町村から県へ			○							
	特別支援学校から県へ					○	○				小中学校へ戻る場合
	県から市町村(他都県)へ					○		○			
	特別支援学校から県へ					○			○		特別支援学校へ戻る場合
	特別支援学校から転入校へ					○				○	

## 1 2 国立特別支援学校、私立特別支援学校へ転学

- 保護者は、当該国立及び私立特別支援学校に転入学したい旨を直接連絡するとともに、当該校の指示により必要書類をそろえ、速やかに転学の手続きを行う。
- 県立特別支援学校から転学する場合、校長は様式4及び様式13により県教育委員会へ報告するとともに、転入校の求めに応じて書類を送付する。

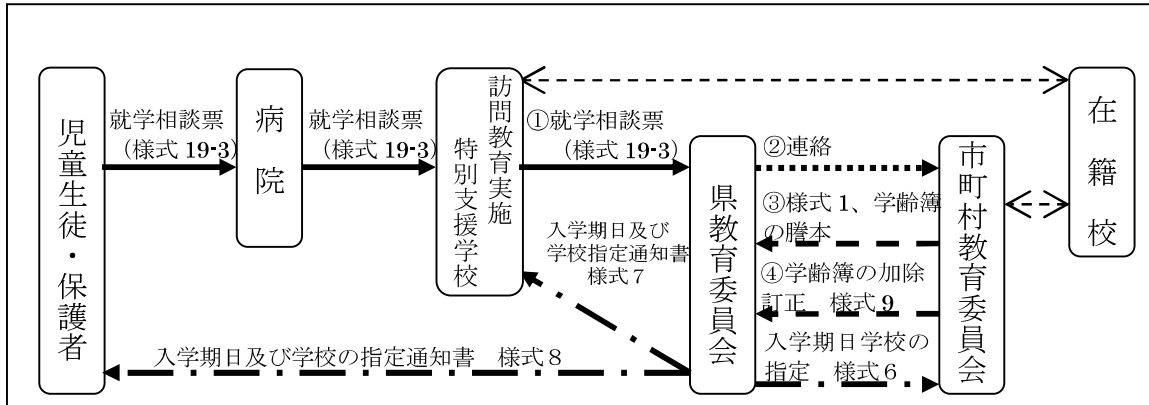
該当項目	書類をどこからどこへ	様式4	様式13	備考
県立特別支援学校から国立、私立の特別支援学校へ	転出校から県へ	○	○	※転入校の要請に応じて必要な書類を送付する。

※ 市町村立学校から転学する場合は県への報告の必要はない。

### 1 3 病気療養児の訪問教育（下記の担当校及び協力病院のみ）

学齢児童生徒の入院期間が1ヶ月以上あり、医療専念ではなく教育を受けることが可能と協力病院の主治医が判断し、本人及び保護者が県立肢体不自由の県立特別支援学校の訪問教育を希望した場合は、転学の手続きを行う。

#### (1) 開始の手順



- ① 病気療養児訪問教育実施校は、病院から提出された「就学相談票」（様式 19-3）を県教育委員会に提出する。
- ② 県教育委員会は、市町村教育委員会へ当該児童生徒から訪問教育を受ける希望が出された旨を連絡する。
- ③ 市町村教育委員会は、様式 1 及び学齢簿の謄本を県教育委員会に提出する。
- ④ 市町村教育委員会は、様式 6 の送付を受けたときは、県教育委員会に対して、速やかに様式 9 を作成し報告する。

#### (2) 終了の手順

- ア 訪問教育実施校は、病院から退院の連絡を受けたときは、速やかに必要書類を県教育委員会に提出する。
- イ 市町村教育委員会は、県教育委員会から送付された「視覚障害者等でなくなった者について（通知）」（様式 10-2）に基づき、転学先の学校を決定し、速やかに当該児童生徒の保護者及び当該小中学校等長に対し入学期日学校等通知を行う。

該当項目	書類をどこからどこへ	様式 1	学齢簿の謄本	様式 6 7 8	様式 9	様式 10	様式 10-2	様式 19-3	様式 19-4	期日学校指定通知	備考
開始時	保護者から病院へ							①			
	病院から特別支援学校へ							①			
	特別支援学校から県へ							①			
	県から市町村へ										連絡②
	市町村から県へ	③	③								
	県から市町村へ			○							
	県から特別支援学校へ			○							
	県から保護者へ			○							
市町村から県へ					④						
終了時	特別支援学校から県へ					ア			ア		
	県から市町村へ						イ		イ		
	市町村から該当校へ									○	市町村の様式による

**\* 担当校及び協力病院 (31病院)**

担当校	協 力 病 院 名
蓮田特別支援学校	県立がんセンター、愛友会伊奈病院、のぞみ会希望病院
熊谷特別支援学校	社会医療法人熊谷総合病院、本庄総合病院、徳洲会羽生総合病院
越谷特別支援学校	川口市立医療センター、獨協医科大学埼玉医療センター
和光特別支援学校	埼玉メディカルセンター、戸田中央総合病院、TMGあさか医療センター、TMG宗岡中央病院、新座志木中央総合病院、三慶会指扇病院、さいたま赤十字病院
日高特別支援学校	埼玉石心会病院、埼玉医科大学病院、国立病院機構西埼玉中央病院
宮代特別支援学校	済生会加須病院、土屋小児病院、幸仁会堀中病院、秀和会秀和総合病院、慈弘会岩槻中央病院
川島ひばりが丘特別支援学校	愛友会上尾中央総合病院、愛友会上尾中央第二病院、埼玉医科大学総合医療センター、北里大学メディカルセンター、埼玉県総合リハビリテーションセンター、東松山市立市民病院
秩父特別支援学校	秩父市立病院
所沢おおぞら特別支援学校	国立障害者リハビリテーションセンター病院

### 14 指定校の変更

- ※ 埼玉県立特別支援学校に就学する場合、埼玉県立特別支援学校通学区域（P58～69）により学校を指定している。原則として、指定された学校に就学するが、県教育委員会は、保護者からの指定校の変更の事由が相当であると認めるときは、指定校を変更する。  
 なお、手続きについては、例年9月中に発出する別途通知に従うこと。

### 15 その他

#### (1) 県教育委員会と協議する場合

次の場合の就学等の手続きは、教育局県立学校部特別支援教育課長と協議する。

- ア 学齢児童生徒が、海外からの帰国児童生徒である場合
- イ 学齢児童生徒が、不就学であった場合
- ウ 学齢児童生徒が、住民票を異動しないで転居した場合
- エ 学齢児童生徒が、長期間にわたって居所不明となっていた場合
- オ その他、通常の就学等の手続きと異なる場合など

#### (2) 就学猶予又は免除する場合

病弱、発育不全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の就学義務の猶予又は免除の手続きについては、学校教育法第18条及び学校教育法施行規則第34条等に基づいて行う。